

様式第2号

委託契約書

- | | | |
|-----------|--------------------------|---|
| 1 委託業務の名称 | 平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業委託業務 | |
| 2 履行期間 | 平成 年 月 日～平成 年 月 日 | |
| 3 委託料 | 金 | 円 |
| 4 契約保証金 | 免除 | |

岩手県（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、上記の委託業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の定めた別紙「平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業 業務委託仕様書」により、平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業を誠実に実施する。

2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。

（実施に関する指示）

第2条 甲は、乙に対して、業務の履行に関して、その作業に立ち会い又は必要な事項を指示することができる。

2 乙は、業務の履行に関し、必要があると認めるときは、甲の指示を受けるものとする。

（契約保証金）

第3条 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第112条第6号により、契約保証金の全部を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、その限りでない。

（再委託の禁止等）

第5条 乙は、業務の全部又はその一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の主たる部分以外については、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（仕様の変更、業務の中止等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、その内容を乙に書面により通知して、業務の仕様及び内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(業務完了に係る審査及び委託料の支払)

第7条 乙は、業務を完了したときは、平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業委託料請求書(契約書様式第1号)及び平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業実績報告書(契約書様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、業務の実施の状況がこの契約に適合すると認めたときは、30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定による書類を受理した場合において、業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

4 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

5 第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(損害の取扱い)

第8条 業務に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その限りではない。

(前金払)

第9条 甲は、必要があると認められる場合は、委託料の9割以内を前金払することがある。

2 乙は、前金払を請求しようとするときは、平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業委託料前金払請求書(契約書様式第3号)を甲に提出するものとする。

(経理)

第10条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、委託料の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第7条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行なう調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (5) 前号各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（その役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 事業を実施するため必要な物品等の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を、物品等の購入契約その他の契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、損害賠償として委託料の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前2項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 乙は、この契約の履行にあたって、暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(契約解除に伴う委託料の返還)

第14条 乙は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年率2.8パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補足)

第16条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印し、それぞれその1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達増 拓也

乙 住 所

名 称

代表者氏名

㊞

様式第2号別添1

平成28年度 在宅医療介護連携圏域会議事業 業務委託仕様書

1 目的

2 対象者

3 実施回数及び日程等

4 内容

契約書様式第1号

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

(住所)

(名称)

(代表者の職氏名)

印

平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業委託料請求書

のことについて、下記のとおり請求します。

記

1 業務の名称	平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業委託業務	
2 委託金額	金	円
3 既受領額	金	円
4 今回請求額	金	円
5 振込先		

契約書様式第2号

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

(住所)

(名称)

(代表者の職氏名)

印

平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業実績報告書

平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業委託業務が完了したので、別紙のとおり
報告します。

(契約書様式第2号別紙)

1 受託業務の内容

(1) 事業実施期間	始期 終期	平成 年	年	月 月	月 日
(2) 実施した事業の概要					

(必要な添付資料)

本事業で実施した内容について、下記の書類を添付すること。

- 1 会議や研修の次第及び出席者又は受講者に交付した資料等の写し一式
- 2 受講者名簿
- 3 事業実施状況がわかる写真
- 4 研修等の場合、受講者によるアンケート結果概要
- 5 委託料による全ての支出について、領収書又は振込依頼書、振替伝票などの写し

2 収支の状況

【I 収入の部】

科目	金額	備考
1 委託料収入		平成 28 年度在宅医療介護連携圏域会議事業業務委託料
2 その他の収入 (内容:)		
収入合計		

【II 支出の部】

	金額（円）	備考
報酬		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
食糧費		
印刷製本費		
光熱水費		
役務費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
公租公課		
使用料賃借料		
支出額計		

※ 項目欄は実情に合わせて変更して差し支えないこと。

契約書様式第3号

平成 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

(住所)

(名称)

(代表者の職氏名)

印

平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業委託料前金払請求書

のことについて、下記のとおり前金払を受けたいので請求します。

記

1 業務の名称 平成28年度在宅医療介護連携圏域会議事業委託業務

2 委託金額 金 円

3 既受領額 金 円

4 今回請求額 金 円

5 前金払を受けたい理由

6 振込先

※委託事業の資金計画書（様式任意）を添付のこと。